- 現行の放課後児童指導員等に研修については、都道府県・指定都市・中核市が実施主体となって、必要な知識及び技術の習得のための現任研修 を実施し、国が財政的支援を行っている。
- 平成27年4月に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度の下では、都道府県に放課後児童支援員の認定資格研修の実施が義務化されること等に伴い、現任研修の実施方法等の体系的な整理が必要となる。

玉

現 向上事業を実施する都道府 県、指定都市及び中核市に 対して財政的支援(予算補助)を実施

都道府県、指定都市·中核市

○放課後児童指導員等に対して質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を実施(放課後児童指導員等資質向上事業)

区市町村

●域内の放課後児童指導員 等に対して必要な知識及び 技術の習得のための研修を 任意で実施

事業者

●職場内において放課後児童 指導員等に対して必要な 知識及び技術の習得のため のOJTを任意で実施

玉

○都道府県が実施する認定 資格研修に対して、研修科 目・時間数や実施方法等を 定めたガイドラインを発出 するとともに、財政的支援 (予算補助)を実施予定

- ○都道府県が実施する認定 資格研修の講師を対象と する研修の実施を今後検討

都道府県

○放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準 第10条第3項の各号のいずれ かに該当する者が、放課後 児童支援員の資格を得るため の認定資格研修を実施

- ○放課後児童支援員等に対し て質の向上を図るために必要 な知識及び技術の習得のため の研修を区市町村と連携して 実施(放課後児童支援員等 資質向上事業(仮))
 - ※都道府県は、子ども・子育て支援 事業支援計画に、放課後児童健全 育成事業等に従事する者の確保及 び資質の向上のために講ずる措置に 関する事項を定めることになっている

指定都市:中核市:区市町村

民間事業者(社会福祉法人等)

- ○放課後児童支援員等に対し て質の向上を図るために、課題 や事例を共有するための実務 的な研修を都道府県と連携して 実施予定(放課後児童支援員 等資質向上事業(仮))
 - ※市町村は、子ども・子育て支援法 第3条第1項において、放課後児童 健全育成事業を総合的かつ計画 的に行う責務を有すると規定されて いる
- ●職場内において放課後児童 支援員等に対して必要な 知識及び技術の習得のため の初任者研修(OJT)を任意 で実施

子ども・子育て支援新制度施行後

研修体系を整理する上での主な論点

- 社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」報告書(平成25年12月25日)において、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理する必要がある事項として、「職員の資質の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制」が挙げられているところ。
- 都道府県に、放課後児童支援員の認定資格研修の実施が義務化されることに伴い、事務量の増加等が見込まれるが、子ども・子育て支援新制度の下では、都道府県は放課後児童健全育成事業を含む地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を、子ども・子育て支援事業支援計画に定めなければならないことになっており、資質の向上のための現任研修の実施が求められている中で、都道府県の役割についてどのように考えるか。
- 子ども・子育て支援新制度の下では、区市町村が、放課後児童健全育成事業を含む地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務を有するとされ、事業の実施主体としての位置づけが明確化されたところであるが、指定都市及び中核市以外の区市町村にも、身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備していくことが望ましいと考えられるが、区市町村の役割についてどのように考えるか。
- 初任者研修、中堅者研修、指導者研修など、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要と考えるが、望ましい研修体系についてどのように考えるか。
- これまで実施してきた現任研修では、職場を離れての研修(OFF-JT)が基本とされてきたが、今後も、放課後児童支援員等の増加が見込まれる中、初任者への職場内での教育訓練(OJT)の実施や自ら学ぶ意欲のある者の自己研鑽のために、または職場環境や時間的な制約からOFF-JTなどに参加できない者への電子的情報技術(eラーニングなど)の活用の可能性についてどのように考えるか。
- 子育て支援員(仮称)の専門研修(放課後児童コース)との関係についてどのように考えるか。

【参考】

○子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)(抄)

(市町村等の責務)

- 第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子 育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二、三 (略)

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。 (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)
- 第六二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一、二 (略)
 - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四、五 (略)

3、4、5、6 (略)